

WINK ひかりテレビジョンサービス契約約款

第1章 総則

第1条(約款の適用)

株式会社「WINKひかりテレビジョンサービス」(以下「当社」といいます)は、本約款を定めるWINKひかりテレビジョンサービス契約約款(以下「本約款」といいます)により、当社が設置する有線テレビジョン放送施設によるサービス(付帯するサービスを含みます)を提供します。

第2条(約款の変更)

当社は、本約款を総務大臣に届け出たうえで、変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

第3条(用語の定義)

用語	用語の意味
1. 有線テレビジョン放送サービス	当社が、当社の有線テレビジョン放送サービス放送施設により提供する有線放送サービスの総称
2. 有線テレビジョン放送サービス加入契約	当社の放送サービスを受けることを目的として締結される加入契約(以下「加入契約」といいます)
3. 集合住宅契約	共同住宅、集合住宅(2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅で当社判断するもの)に当社施設の設置(導入)を行うための基本となる契約
4. 加入者	当社と加入契約を締結した者
5. 加入申込者	当社に加入契約の申込みをした者
6. セットトップボックス	放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器(以下「STB」といいます)
7. 機器等	STBおよびその他付属品
8. ICカード	STBに常時装着されることにより、STBを制御し、加入者の視聴履歴を記録するためのICを組み込んだカード
9. B-CASカード	地上デジタル、BSデジタル放送用のICカード
10. C-CASカード	ケーブルテレビデジタル放送用のICカード

第2章 加入契約

第4条(加入契約の単位)

加入契約は、加入者引込線1回線ごとに行います。ただし、加入者引込線1回線により加入する世帯(同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団)が複数となる場合には、契約の単位を各世帯(事業所、店舗等も同様とすること)とします。なお、加入者引込線1回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合(以下「集合共同引込」といいます)には、別途建物代表者との基本契約(以下「建物基本契約」または「再送信維持管理契約」といいます)の締結をした後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

第5条(加入契約の成立)

加入契約は、加入申込者が予め本約款を承認し、当社所定の加入申込書に所要事項を記入捺印の上、当社に申込み、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。

- 1) 当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合
- 2) 加入申込者が自己に課された債務の履行を怠ったことがあるなど、本契約上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められた場合
- 3) 加入申込者の記載事項に虚偽、不備(名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等を含みます)がある場合
- 4) 加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがある場合
- 5) 加入申込者が未成年、成年後見人、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
- 6) 料金等のお支払方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合
- 7) 加入申込者が本約款に違反する恐れがあると認められた場合
- 8) その他、当社の業務に著しい支障がある場合

3. 有料番組を利用する場合には、加入者は、有料番組ごとに申し込んでいただきます。ただし、一部の有料番組の会社が定める所定の様式に記入する場合のほかは、電話等により当社に申込みできるものとします。
4. 当社は本人性および年齢確認のために身分証の提示を求める場合があります。

第6条(加入申込の撤回等)

加入申込者は、加入申込日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。
2. 前項の規定による加入契約の撤回等は、同項の文書を当社が受領したときにその効力を生じます。
3. 第1項の規定にかかわらず加入契約後、引込工事、宅内工事を着工済み、または完了済みの場合には加入者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。

第7条(解約)

加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する当月20日までに当社にその旨を申し出るものとします。
2. 加入者が第1項による解約の場合、当社は当社施設および機器を撤去します。その際には施設撤去費用として料金表の定めにより回線撤去工事費を支払うものとします。尚、最低利用期間内(2年または1年)に加入の解除があった場合、加入者は当社が定める期日までに、施設撤去費用とは別に料金表の定めにより違約金を支払うものとします。
3. 前項による解約の場合、加入者は、別に定める利用料金を、当該解約日に属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。
4. 当社は、別途定める料金コース(以下「最低利用期間特約付コース」)について、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、最低利用期間特約付コースの利用開始月から起算して、最低利用期間特約付コース毎に当社が定める期間とします。
5. 契約者が、最低利用期間特約付コースについて、契約期間満了月の翌月(以下「契約更新月」といいます)以外の暦月に解約する場合、最低利用期間特約付コースの対価として、当社が定める契約解除料が発生するものとし、別紙料金表に規定する料金の支払いを要します。
6. 契約者が契約更新月に最低利用期間特約付コースを解約しない場合、当該契約更新月を含み、同じ長さの新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。
7. 第11条(一時休止と再開)に基づく利用の一時中断があっても、最低利用期間特約付コースの契約期間に変更はありません(利用の一時中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。
8. 撤去に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。
9. 加入者は本条に定める解約、および第8条(停止および解除)に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は別に定めるSTB補償料を請求します。

第8条(停止および解除)

当社は、加入者が本約款に定める料金の支払いを2ヶ月滞納した場合はサービス提供を停止します。ただしサービス停止後も加入者引込線からの地上波の受信のみ継続するものととし、その対

価として加入者は別に定める料金表により施設利用料を支払うものとします。さらに停止後3ヶ月経過しても入金の無い場合、その他本約款に違反する行為があったと認められる場合は、加入者に催告の上、または加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の際、加入者は、当社が契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未払いの料金(以下「未納料金」といいます)を支払う義務を負います。その他、加入約款に違反する行為があったと認められる場合は加入者に通告のうえサービスの提供を停止し、あるいは加入を解除することがあります。
2. 加入者は前項によりサービスの提供を停止されて解除となった場合は、直ちに本約款によるすべての権利を失います。
3. 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、当社施設の代替構築が困難な場合、当社は加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。
4. 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている契約者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、当社は、加入者に事前に通知するとし、何らの責任をも負わないものとします。
5. 加入契約を解除した場合に、加入者が別途支払ったNHKのテレビ受信料(衛星受信料を含む)株式会社WOWOWの加入料および視聴料等が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負わないものとします。
6. 加入者は第20条2項の定め違反した場合は、加入者が当社のサービスの提供を受け始めた年月に遡って、当該規約に定められた利用料金相当額を別途当社に支払っていただきます。

第9条(加入台数)

加入者が当社のサービスを提供するための施設(以下「本施設」といいます)に加入申込書に定める台数を超える受信機を接続することを禁止します。
2. 加入者は前項に違反した場合は、加入者が当社のサービス提供を受け始めたときにさかのぼり当該料金を当社に支払うものとします。

第3章 サービス

第10条(当社が提供するサービス)

当社は、定められた区域(以下「サービス区域」といいます)において、本施設により、加入者に次のサービスを提供します。なお、放送事業者のテレビジョン放送には、加入者が有料の視聴契約を当該放送事業者と締結することによって受信できるものを含めます。

- 1) デジタル基本番組サービス放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送、データ放送およびラジオ放送のうち、当社が別途支払ったNHKのテレビ受信料(衛星受信料を含む)を当該放送事業者と締結することによって受信できるものを含めます。
- 2) デジタル有料番組サービス放送法第2条に定める「委託放送事業者」が行う有料放送サービスのうち、それぞれ別に定める利用料金支払いにより視聴可能となるサービス。
- 3) FMラジオ放送の同時再送信サービス
- 4) その他特殊サービス当社が別途定めるその他のサービス。

第11条(一時休止と再開)

加入者は、当社のサービスの提供の一時休止または、その再開を希望する場合には、事前に当社にその旨の文書により申し出るものとします。

- 1) 当社は、一時休止の申し出を受領した後、当社の提供するサービスの停止とSTB及び引込み線の撤去を行うものとします。
- 2) 当社は、再開の申し出を受領した後、当社の提供するサービスの再開とSTBおよび引込み線の取付け設置を行うものとします。
- 3) 休止期間中の料金については、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間の料金を第15条第1項の規定にかかわらず無料とします。また、再開に伴う費用は加入者の負担といたします。なお、休止した日の属する月の料金は、日割り計算による精算はいたしません。
- 4) 第1項の一時停止期間は、最長6ヵ月間とします。
- 5) 当社は、加入世帯ごとまたは事業者ごとに、一時休止および再開を取り扱います。

第4章 料金等

第12条(料金の適用)

当社が提供するサービスの料金は、利用料、付帯サービスに関する料金、手続きに関する料金、工事費とし、別に定めるところによります。
2. 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。
3. 税込価格は消費税率10%に基づくもので、税率の引き上げに応じて変更されます。

第13条(一時金)

加入者は、当社が別に定める工事費等を当社に支払うものとします。ただし、当社は別に定める工事費等を減額することがあります。
2. 加入契約解約後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取り扱います。

第14条(利用料金)

加入者は、別に定める利用料金を当社に支払うものとします。
2. 当社が第10条に定める全てのサービスを、当社の責に帰すべき事由により月のうち継続して10日以上行わなかった場合(チャンネルの全てが停止した場合)は、当該月の利用料金は、前項の規定にかかわらず無料とします。ただし、天災地変その他当社の責に帰することのない事由によるサービス停止の場合は、この限りではありません。
3. 社会経済情勢の変化に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合には、改定の1ヶ月前までに当該加入者に通知します。
4. 日本放送協会(NHK)の定めによるテレビジョン受信料(衛星放送受信料を含みます)株式会社WOWOWの加入料および視聴料は、当社が設定した利用料金の中には含まれていません。
5. 特例によりテレビ施設利用料で地上波再送信のみの受信を認める場合があります。

第15条(料金の支払い方法)

加入者は、当社に工事費等について、当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。
2. 加入者は、当社に月単位で支払う料金について、当月分を当月の当社が指定する期日(金融機関の休日の場合には翌営業日)までに、当社が指定する方法により支払うものとします。
3. 当社は、料金についての請求書および領収書の発行は行わないものとします。

第16条(遅延損害金)

加入者が料金その他本約款に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年14.6%(365日分の日割り計算による)の割合による遅延損害金を支払い、期日の翌日より完済にいたるまで当社に支払うものとします。

第5章 施設等

第17条(施設の設置および費用負担)

当社は本施設のうち、放送センターからタップオフもしくはクロージャーマでの施設(以下「当社施設」といいます)を所有しその設置に要する費用を負担します。ただし、加入者は、タップオフもしくはクロージャーマの引込端子から受信機までの引込工事負担金(以下「引込工事費」といいます)を負担するものとします。
2. 本施設の設置工事は当社または当社が指定した工業者が行うものとします。
3. 加入者は本施設のうち、保安器・V-ONUの出力端子以降の全ての施設(以下「加入者施設」といいます)のうち当社が貸与する機器を除いたものを所有し、その設置に要する費用を負担するもの